

長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、長岡京市内で組織する農林業団体で市長が適当と認めたものに対し、その本来の目的を達成する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助額及び補助率)

第2条 補助対象となる農林業団体、補助対象事業、補助対象経費、補助額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする農林業団体は、長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付して、別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要とする書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出すること。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

(8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

(9) その他市長が必要と認めること。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付を申請した者は、前条第1項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請にかかる補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第6条 第4条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この規則に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第7条 補助事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市農林業団体に対する事業補助金事業計画変更承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市農林業団体に対する事業補助金事業計画変更承認書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第8条 補助事業者は、事業の完了後、長岡京市農林業団体に対する事業補助金事業終了報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(別記様式第2号)

(2) 収支決算書(別記様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第9条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市農林業団体に対する事業補助金確定通知書(別記様式第8号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市農林業団体に対す

る事業補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第11条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めたものに対しては、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

- 2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、長岡京市農林業団体に対する事業補助金概算交付請求書（別記様式第10号）に第4条の交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付取り消し返還等）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは補助金の交付の取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の定めに違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき又は、不当に使用したと認められるとき及び使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 事業者の実施が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

- 2 市長は、第11条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、その差額を返還させることができる。

（延滞金）

第13条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、長岡京市補助金等交付規則第15条の規定を適用するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成10年度及び平成11年度に限り、第2条の規定の適用については、次の表のとおりとする。

補助事業者	経費	補助額及び補助率
長岡京市農家組合長連絡協議会	農業振興事業等の推進に要する経費	定 額
長岡京市都市農業振興クラブ	〃	〃
長岡京市森林組合	林業振興事業等の推進に要する経費	〃
農家生活改善グループ	農家生活改善等の推進に要する経費	〃
長岡京市土地改良事業団体協議会	土地改良事業等の推進に要する経費	〃
長岡京市農業祭実行委員会	農業祭事業に要する経費	〃
長岡京市ふれあい朝市実行委員会	朝市事業に要する経費	〃
長岡京市観光農園組合	観光農園振興事業等の推進に要する経費	〃
農業協同組合	農業協同組合機能拡充対策事業に要する経費	事業費の20%以内

(経過措置)

- 3 平成13年度及び平成14年度に限り、第2条の規定の適用については、次の表のとおりとする。

補助事業者	経費	補助額及び補助率
長岡京市農家組合長連絡協議会	農業振興事業等の推進に要する経費	定 額
長岡京市都市農業振興クラブ	〃	〃
長岡京市森林組合	林業振興事業等の推進に要する経費	〃
農家生活改善グループ	農家生活改善等の推進に要する経費	〃
長岡京市土地改良事業団体協議会	土地改良事業等の推進に要する経費	〃

長岡京市農業祭実行委員会	農業祭事業に要する経費	〃
長岡京市ふれあい朝市実行委員会	朝市事業に要する経費	〃
長岡京市有機農法研究会	市民が要求する安全で環境にやさしい農業の研究や推進活動に要する経費	〃
乙訓地区協議会	水田農業及び園芸の効率的連携並びに農業技術の向上等に要する経費	〃
乙訓とまと生産組合	園芸作物の産地づくり事業に要する経費	〃
農業協同組合	農業協同組合機能拡充対策事業に要する経費	事業者の20%以内

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月31日から施行し、改正後の別表の規定は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別 表

補 助 対 象 団 体	補助対象事業及び経費	補助額及び補助率
長岡京市農家組合長連絡協議会	農業振興等の推進事業に要する経費	予算に定める額
長岡京市都市農業振興クラブ	〃	〃
長岡京市森林組合	林業振興等の推進事業に要する経費	〃
農家生活改善グループ	農家生活改善等の推進事業に要する経費	〃
長岡京市土地改良事業団体協議会	土地改良等の推進事業に要する経費	〃
長岡京市農業祭実行委員会	農業祭事業に要する経費	〃
長岡京市ふれあい朝市実行委員会	朝市事業に要する経費	〃
長岡京市地産地消推進協議会	地産地消推進事業に要する経費	〃
農業協同組合	農業協同組合機能拡充対策事業に要する経費	事業費の20%以内

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付申請書

年度農林業団体に対する事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

別記様式第2号（第3条、第8条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第3条、第8条関係）

収 支 予 算 書
 (収 支 決 算 書)

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
計			

支 出

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

第 号
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長

㊟

長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
- (4) 補助事業完了後 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出してください。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市農林業団体に対する事業補助金事業計画変更承認申請書

長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱第7条の規定により事業計画の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 申請及び決定年月日

申請 年 月 日

決定 年 月 日

3 変更理由

4 変更の内容及び経費の配分

5 変更後の収支予算書

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
計			

支 出

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 変更前は上段に () 書し、変更後は下段に記入すること。

別記様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長

㊟

長岡京市農林業団体に対する事業補助金事業計画変更承認書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、下記の条件を付して承認
します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 金 円

3 承認条件

(1)

(2)

別記様式第7号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市農林業団体に対する事業補助金事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

別記様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長

㊟

長岡京市農林業団体に対する事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市農林業団体に対する事業補助金について、長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第9号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 請 求 額 金 円

別記様式第10号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市農林業団体に対する事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市農林業団体に対する事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 請 求 額 金 円
- 3 概算交付が必要な理由
- 4 添 付 書 類
 - (1) 交付決定通知書の写し